

施設利用許可規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南魚沼市（以下「市」という。）が承認した者が SHIBUYA QWS（以下「QWS」という。）を利用する場合に必要な事項を定めるものである。

(利用の範囲)

第2条 市は、本市出身者や市内在住者、市内事業者、市内起業家、起業家予備軍あるいは起業支援関係者等による交流、共創の場として、オープンイノベーションによる高成長が見込まれるビジネスの創出を図る目的のために、QWS の利用を認めることができる。

(利用申請)

第3条 QWS を利用する場合は、SHIBUYA QWS 利用申請書を市に提出し、承認を得なければならない。

(利用許可)

第4条 市は、前条により QWS 利用申請があった場合、申請書を審査し、その内容が次条に定める「利用の制限」に該当しないと認めるときは、QWS の利用を承認し、申請者に通知するものとする。

(利用の制限)

第5条 市は QWS の利用の内容が次の各号に該当する場合、利用承認を行わない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的に、または常習的に反社会的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 法律、条例、規則、QWS の会員規約・利用規約等及び本規程に反するとき。
- (4) 施設を損傷、滅失するおそれがあるとき。
- (5) 申請書に虚偽の記載があるとき。
- (6) 他の利用者に不都合や支障が生じるおそれがあると認められるとき。
- (7) 同じ時間帯の利用者が、市と QWS による「施設利用契約」に定める人数を超えると
き。
- (8) その他、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

(利用承認の取消)

第6条 利用に関わらず、本規程に反すると市が判断した場合は、利用承認を取り消すものとする。

(利用料金)

第7条 市の承認を得た場合の利用料は、免除とする。

(利用期間及び時間)

第 8 条 QWS の利用は平日の午前 9 時から午後 10 時（最終受付午後 9 時半）までとする。

2 QWS の利用期間は、原則として 1 週間以内とする。

(利用者の遵守事項)

第 9 条 利用者は本規程及び QWS が定める施設の会員規約・利用規約等を遵守しなければならない。

(事故責任の所在)

第 10 条 利用に伴い生じた事故の責任は、利用者が負うものとする。

(損害賠償)

第 11 条 利用者は、その利用により施設又は設備を損傷し、もしくは滅失した場合には、その損害を賠償しなければならない。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。